

うきは市の地下水を守り育む基本計画策定業務 公募型プロポーザル 審査委員会設置要綱

（設置）

第 1 条 うきは市の地下水を守り育む基本計画策定業務の公募型プロポーザル方式による受託者を選定するにあたり、契約の相手方となる候補者を、厳正かつ公正に決定するため、「うきは市の地下水を守り育む基本計画策定業務公募型プロポーザル審査委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1)技術提案書等の審査及び候補者の決定に関すること
- (2)その他必要な事項

（組織）

第 3 条 委員会の委員は、次の者をもって組織する。

- (1)市長公室長
- (2)財政課長
- (3)市民生活課長
- (4)農林振興課長
- (5)商工観光振興課長
- (6)水環境課長

（委員の任期）

第 4 条 委員の任期は、当該業務の契約が締結されたときまでとする。

（委員長職務）

第 5 条 委員長は委員会を代表し、委員会の事務を総理する。

- 2 委員会に委員長を置き、市長公室長をもって充てる。
- 3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

（会議・審査会）

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議・審査会を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認められるときは、会議・審査会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第 7 条 委員会の庶務は、水環境課上下水道管理係において処理する。

（その他）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。